

(4) 許可手数料と許可期間

許可申請（許可期間の更新を含む）をする場合は、屋外広告物の種類や規模に応じて、下表のとおり手数料が必要となります。【条例第31条】

また、許可の期間は広告物の種類ごとに下表の期間を基準として定められています。

【規則第8条】

●手数料と許可期間

広告物の種類		単 位	手数料	許可期間
広告板、広告塔、サインポール※1 (屋上利用広告・壁面利用広告・突き出し広告を含む)		1 m ²	350 円	3 年以内
電柱・街灯柱等利用広告		1 個	350 円	
アーチ利用広告		1 基	3,500 円	
標識利用広告		1 個	170 円	
自動車 利用広告	広告宣伝用自動車	1 台	2,000 円	
	広告宣伝用自動車以外	1 台	800 円	1 年以内
掛看板		1 個	700 円	
広告幕（つり下げを含む）		1 張	350 円	3 か月以内
アドバルーン		1 個	1,750 円	
広告旗		1 本	350 円	1 か月以内
貼り紙※2		50 枚	350 円	
貼り札※3		10 枚	350 円	
紙製又は布製の立看板		1 個	170 円	
前記以外の立て看板		1 個	350 円	

※1：広告板、広告塔、サインポールの面積計算は小数点以下を切り上げます。（単位1 m²未満のものは1 m²とします）

広告物が複数の場合は、1基ごとに計算します。

変更・改造許可申請の場合、変更・改造となる箇所のみ手数料を計算します。

※2：貼り紙で50枚未満のものは、50枚とします。

※3：貼り札で10枚未満のものは、10枚とします。